

苫小牧市成年後見支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、苫小牧市成年後見支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、その他センターの円滑な運営を図るため、苫小牧市成年後見支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターが実施する事業に関する事項
- (2) その他センターの管理及び運営に関する事項

(委員)

第3条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度に関し専門的知識を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営協議会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 運営協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部総合福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。